

第九章 紀律

(発言の訂正)

第三十二条 発言した議員は、その日のうちに発言の訂正を求めることができる。但し、訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。

(会議録に関する異議の申立)

第三十三条 会議録に記載した事項及び会議録の訂正に対して議員が異議の申立をしたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮りこれを決する。
(会議録の印刷及び配付)

第三十四条 会議録は、印刷して議員に配付する。

2 前項の会議録には、秘密会の議事又は議長が地方自治法第二十九条第一項(議場の秩序保持のための発言取消等)の規定及び議会の承認を得て取消を命じた発言は、これを掲載しない。

第九章 紀 律

(議会の秩序及び品位)

第三十五条 議員は、議会の秩序及び品位を重んじ

言し、又は騒いで他人の発言を妨げてはならない。

(登壇の禁止)

第四十二条 何人も、議長の許可がなければ、演壇に登つてはならない。

(議場の出入制限)

第四十三条 議場には、議員及び地方自治法第二十一条(執行機関の出席義務)により出席を求めた者並びに議会の事務に従事する職員の外は、出入を禁ずる。但し、議長が特に認めた者は、この限りでない。

(紀律に関するその他の事項の措置)

第四十四条 本章に定めるものの外紀律に関する事項は、議長が、これを定める。但し、議長は、討論を用いなくて会議に諮り、これを定めることができる。

第十章 懲 罰

(懲罰事犯の処分)

第四十五条 会議又は委員会において懲罰事犯があ

第十章 懲罰

なければならぬ。

(敬称の使用)

第三十六条 議員は、互に敬称を用いなければならない。

(携帯品の制限)

第三十七条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。但し、病気その他やむを得ない事由により議長の許可を受けたときは、この限りでない。

(禁煙)

第三十八条 議場においては、喫煙を禁ずる。

(議員の離席)

第三十九条 議員は、会議中、濫りに議席を離れてはならない。

(新聞書籍等の閲読制限)

第四十条 何人も、参考のためにするものの外は、会議中、新聞紙及び書籍の類を閲読してはならない。

(発言の禁止)

第四十一条 会議中においては、何人も、濫りに発

るときは、議長は、これを懲罰委員会に付託して審査させ、議会の議決を経て宣告する。

2 委員会において懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し処分を求めることができる。

3 議員は、五人以上の賛成で懲罰動議を提出することができる。この動議は、事犯のあつた日から三日以内に、提出しなければならない。

(懲罰動議の上程)

第四十六条 懲罰動議が提出されたときは、議長は、速やかに、これを会議に付さなければならない。散会後提出されたときは、最近の会議においてこれを議題としなければならない。

2 懲罰動議については、議長は、討論を用いなくて会議に諮りこれを懲罰委員会に付託する。

(命令に従わない者の懲罰処分の要求)

第四十七条 議長の制止又は発言取消の命令に従わない議員があるときは、議長は、地方自治法第二十九条(議場の秩序保持)により処分する外、なお

第十章 懲罰

懲罰事犯としてこれを懲罰委員会に付託することができる。

2 委員長の制止又は発言取消の命令に従わない委員があるときは、委員長は、第百十二条（委員会の秩序保持）により処分する外、懲罰事犯としてこれを議長に報告し処分を求めることができる。

（秘密会の議事漏洩）

第百四十八条 秘密会の議事を洩した者があるときは、議長は、これを懲罰委員会に付託することができる。

（懲罰事犯発生の場合の措置）

第百四十九条 会議又は委員会において懲罰事犯があるときは、議長又は委員長は、休憩若しくは散会し、又は事犯者を退席させることができる。

（被懲罰議員及び関係委員に対する出席説明の要求）

第百五十条 懲罰委員会は、議長を経て本人及び関係議員の出席説明を求めることができる。

（被懲罰議員若しくは代理議員の弁明）

第百五十一条 議員は、自己の懲罰事犯の会議及び委

員会に参与することができない。但し、議長又は委員長の許可を得て、自ら弁明し、又は他の議員をして代つて弁明させることができる。

（陳謝）

第百五十二条 公開の議場において陳謝させようとするときは、懲罰委員会は、陳謝の文案を起草し、その報告書とともにこれを議長に提出しなければならない。

（出席停止期間）

第百五十三条 出席停止の期間は、七日を超えることができない。

2 同一人につき、同時に、数個の懲罰事犯がある場合においても出席停止の期間は、前項の制限を超えることができない。

（出席停止議員の行動）

第百五十四条 出席を停止された議員が、その停止期間中に会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに、退去を命じなければならない。その命に従わないときは、議長は、必要な処分を

し、更に懲罰委員会に付託することができる。

（情状重い者の処分の基準）

第五十五条 議会を騒がし、又は議会の体面を汚し、その情状が特に重い者に対しては、出席を停止し、又は除名することができる。

（除名議決の法定数欠除の場合）

第百五十六条 懲罰委員会が除名すべきものとして報告した事犯について、地方自治法第百三十五条第二項（除名の手続）の同意がなかつた場合においては、議会は、他の懲罰を科することができる。

（懲罰議決の宣告及び通知）

第百五十七条 議会が懲罰を議決したときは、議長は、これを宣告する。秘密会において議決した場合は、公開の議場においてこれを宣告する。

2 議長は、前項の宣告をおこなつた後、直ちに、その旨を文書で、懲罰を科せられた議員に通知しなければならぬ。

（会議規則の疑義）

第百五十八条 すべて会議規則の疑義は、議長が、会議に諮り、これを決する。

附 則

1 この規則は、公布の日からこれを施行する。

2 長野県議会議規則（昭和二十四年長野県議会議規則第一号）は、この規則施行の日からこれを廃止する。

第十一章 補 則

第十章 懲罰 第十一章 補則

●長野県議会委員会条例

- 昭和二二、六、二三 条例第八号制定
- 昭和二二、六、二四 条例第九号改正
- 昭和二二、一〇、三〇 条例第三五号改正
- 昭和二三、六、七 条例第五四号制定
- 昭和二四、四、二七 条例第一八号制定
- 昭和二四、四、二八 条例第一九号改正
- 昭和二四、一、九 条例第五六号改正
- 昭和二五、六、一二 条例第三七号改正
- 昭和二六、九、一七 条例第五八号制定
- 昭和二七、五、一〇 条例第三二号改正

(常任委員会の設置及び権限)

第一条 県議会に、左の常任委員会を置き、その部門に属する議案、請願、陳情等の審査及び調査をする。

- 一 総務委員会
- 二 社会委員会
- 三 文教委員会

長野県議会委員会条例

- 四 商工委員会
- 五 農林委員会
- 六 土木委員会
- 七 議会運営委員会
- 八 決算委員会
- 九 図書室運営委員会
- 十 懲罰委員会
- 十一 警察委員会

(特別委員会の設置)

第二条 特別委員会の設置並びに組織については、その都度、条例で定める。

(常任委員会の組織及び所管)

第三条 常任委員会の委員の員数及びその所管は、左の通りとする。

- 一 総務委員会 八人
- 1 総務部(文教に関する事務を除く。)に関する事項
- 2 選挙管理委員会に関する事項
- 3 監査委員に関する事項

長野県議会委員会条例

- 4 人事委員会に関する事項
- 5 出納会計（決算に関する事務を除く。）に関する事項
- 6 広報、渉外、行政監察に関する事項
- 7 総合開発に関する事項
- 8 他の常任委員会の所管に属しない事項
- 二 社会委員会 八人
 - 1 民生部に関する事項
 - 2 衛生部に関する事項
 - 3 労働部に関する事項
- 三 文教委員会 八人
 - 1 教育委員会に関する事項
 - 2 その他文教に関する事項
- 四 商工委員会 八人
 - 1 商工部に関する事項
- 五 農林委員会 十五人
 - 1 経済部に関する事項
 - 2 農地部に関する事項
 - 3 林務部に関する事項

- 六 土木委員会 十二人
 - 1 土木部に関する事項
 - 七 議会運営委員会 十人
 - 1 議会の運営に関する事項
 - 2 委員会条例及び会議規則に関する事項
 - 八 決算委員会 十人
 - 1 決算に関する事項
 - 九 図書室運営委員会 八人
 - 1 議会図書室の運営に関する事項
 - 十 懲罰委員会 八人
 - 1 議会の懲罰に関する事項
 - 2 議員の資格決定に関する事項
 - 十一 警察委員会 八人
 - 1 公安委員会に関する事項
- （常任委員の任期）
- 第四条 常任委員の任期は、一年とする。
- 2 補欠により選任された常任委員は、前任者の残任期間、在任する。
 - 3 常任委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者

が選任されるまでの間、その職務を行う。

（常任委員及び特別委員の選任）

第五条 常任委員及び特別委員（以下委員という。）は各派の所属議員数の比率により、これを各派に割り当てて選任する。但し、特別委員の選任について、特別の事情があるときは、各派の所属議員数の比率による割当をしないことができる。

2 常任委員の選任は、一般選挙後、又は委員の任期終了後の最初の会議において、これを行う。

（委員の選任方法）

第六条 委員の選任は、議長の指名による。但し、その指名に異議があるときは、議長は議会に諮らなければならぬ。

（常任委員となる義務及びその兼任）

第七条 議員は、少くとも一個の常任委員となる。但し、同時に、二個を超える常任委員となることのできない。

2 二個の常任委員となる場合には、その一個は、議会運営委員、決算委員、図書室運営委員、懲罰委員

長野県議会委員会条例

及び警察委員に限るものとする。

（常任委員の任期中における委員割当数変更）

第八条 常任委員の任期中において、委員の定数を改正し、又は各派の所属議員数に異動があつたため、委員の各派割当数を変更する必要があるときは、議長は、第四条（常任委員の任期）第一項の規定にかかわらず、議会運営委員会に諮り、委員を変更することができる。

（委員の辞任）

第九条 委員は、正当な理由がなければ、辞任することができない。

2 委員が辞任しようとするときは、事由を附し、委員長を経て、議長の許可を得なければならない。

（委員長及び副委員長の選任）

第十条 常任委員会及び特別委員会（以下委員会という。）に、委員長及び副委員長各一人を置く。

2 委員長及び副委員長の選任は、議長の指名による。

3 前項の選任については、議長は、予め議会運営委

員会の意見を聴かなければならない。但し、議会運営委員会が開会できないときは、議長は会議に諮つて指名する。

(委員長及び副委員長の辞任)

第十一条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならぬ。

2 議長は、前項による許可をしたときは、議会に報告しなければならぬ。

(委員会の招集)

第十二条 委員会は、委員長が、これを招集する。但し、委員定数の四分の一以上の者から、委員会招集の請求があつたときは、委員長は、これを招集しなければならぬ。

2 委員長は、委員会を招集するときは、予め、議長にこれを通知しなければならない。

(委員長の権限)

第十三条 委員長は、委員会を開閉し、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行者)

は、委員会に出席し、発言することができる。

(議長及び副議長の委員会出席)

第十八条 議長及び副議長は、委員会に出席し、発言することができる。

(特別出席議員)

第十九条 委員会は、その付託を受けた事件に関して意見を有する議員があるときは、その出席を求め、意見を聴くことができる。

(説明のための出席要求)

第二十条 委員会は、知事、選挙管理委員会の委員長、監査委員、公安委員会の委員及び教育委員会の委員その他法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対して、説明のため、出席を求めることができる。

(傍聴)

第二十一条 委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が、これを傍聴することができる。但し、委員会の議決により、秘密会としたときは、この限りでない。

第十四条 委員長に事故があるときは、副委員長が、委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が、委員長の職務を行う。

(議事定足数)

第十五条 委員会は、委員定数の半数以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(表決)

第十六条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(除斥)

第十七条 委員長、副委員長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人身上に関する事件については、その議事に参与することができない。但し、委員会の同意があつたとき

2 委員長は、秩序を保持するため、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(公聴会の開催)

第二十二条 公聴会は、委員会の議決により、これを開く。

(公聴会の公示)

第二十三条 公聴会開催の場所及び日時は、公聴会の案件とともに、委員長において、予め、これを公衆の見易い場所に公示し、且つ、周知に努めなければならない。

(公聴会の参加者)

第二十四条 委員会は、公聴会の案件につき真に利害関係を有し、又は学識経験を有すると認める者の中から、公聴会に参加を求め、(以下参加者という。)を定め、その者に対し、予め、公聴会の案件並びに公聴会を開くべき場所及び日時を通知し、その参加を求めなければならない。

(公聴会参集者及び参加者の発言)

第二十五条 公聴会に参集した者(以下参集者とい

長野県議会委員会条例

- う。)は、委員長の許可を受け、公聴会の案件につき、その意見を述べることができる。
- 2 前条の規定による参加者は、他の参集者に優先して、その意見を述べることができる。
- 3 公聴会の参加者及び参集者の発言は、その範囲を超えてはならない。

(公聴会における委員の質疑)

第二十六条 委員は、公聴会において意見を述べた者に対し、質疑することができる。

(公聴会参集者の制限)

第二十七条 委員長は、公聴会の参集者を制限することができる。

(委員長報告)

第二十八条 委員長は、委員会の経過及び結果を議会に報告しなければならない。

(公聴会の案件に対する審議結果の公表)

第二十九条 委員長は、公聴会を開いた案件に関する議会の審議の結果を公表しなければならない。

(少数意見の報告)

第三十条 委員会において廃棄された少数意見は、少数意見者が、これを議会に報告することができる。

(委員会の書記)

第三十一条 委員会に、書記を配属する。

2 書記は、委員長の指揮を受け、事務に従事する。

(会議録)

第三十二条 委員長は、書記をして会議録を調製し、二人の委員とともに、これに署名しなければならない。

(委員会に関する規定の委任)

第三十三条 この条例及び長野県議会会議規則(昭和二十六年長野県議会規則第一号)に定めるものを除く外、委員会の会議については、委員会において、これを定めることができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 長野県議会常任委員会及び特別委員会条例(昭和二十四年長野県条例第一八号)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際現に設置されている委員会

は、この条例により設置され、その委員長、副委員長及び委員は、この条例により選任されたものとみなし、任期については、従前の規定による就任の日からこれを起算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長野県議会委員会条例

●長野県議会特別委員会 設置について

一、左の事件を審査するため、県議会に、交通対策特別委員会を置き、委員十五人をもつてこれを組織する。

1 大糸線の全通に関する事項

2 県内国有鉄道路線の電化に関する事項

3 県内鉄道及び自動車路線の施設運行の整備拡充強化に関する事項

二、左の事件を審査するため、県議会に、電力対策特別委員会を置き、委員十五人をもつてこれを組織する。

1 電気料金の適正に関する事項

2 電気事業の公営に関する事項

三、左の事件を審査するため、県議会に、国有林対策特別委員会を置き、委員十五人をもつてこれを組織する。

長野県議会特別委員会設置について

1 国有林の経営管理並びに払下げに関する事項

(理由)

県内の特殊事情から、県下交通網の整備拡充強化、電気事業に関する供給県の主張及び全国的に優位にある国有林の開放等に関し、特に県議会としても対策を考究する必要がある、特別委員会を設置し、その対策を講ぜんとするものである。

●水力発電施設に関する 調査特別委員会条例

昭和二七、三、二〇 条例第二号制定

(目的及び設置)

第一条 県議会に水力発電施設及びこれに伴う施設に関する事項を調査するため、水力発電施設に関する調査特別委員会を置く。

(組織)

第二条 水力発電施設に関する調査特別委員会の委員の員数は十三人とする。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

水力発電施設に関する調査特別委員会条例

●長野県議会傍聴人 取締規則

大正一五年一〇月一六日議決
昭和二二年 五月三一日改正
昭和二六年一〇月二二日改正

第一条 長野県議会の会議を傍聴しようとする者は
議長の承認、又は議員の紹介を受けなければならない。
い。

第二条 前条による議長の承認を受けようとする者
は、予め傍聴人受付に自己の名刺を提出してその旨
を申し出なければならない。
議長が傍聴を承認したときは様式第一号の傍聴券を
交付する。

第三条 議長は予め議員に対して枚数を定めて様式第
二号の傍聴券を配付する。
議員は前項の傍聴券に自己の氏名を記載して傍聴し

長野県議会傍聴人取締規則

ようとする者に交付するものとする。
前項の傍聴券の交付を受けた者は所定の箇所に住所
及び氏名を記入して傍聴人受付に提示しなければならない。
い。

第四条 傍聴券の通用期間は一日限りとする。

第五条 傍聴券を所持する者であつても議長において
必要があると認める場合又は傍聴席に餘裕がない場
合は入場を拒否することがある。

第六条 右の各号の一に該当する者は入場することが
できない。
一、兇器、爆発物、劇薬、その他危険と認められる
物品を所持する者

二、精神異常者又は酒気を帯びた者

三、旗、のぼり、ポスター、ビラ、掲示板、プラカ
ード等の類又は笛、ラッパ、太鼓等楽器の類を所
持する者

四、議長において取締上必要があると認められる者
第七条 傍聴人は総て係員の指示に従つて入場し又は
退場しなければならない。

長野県議会傍聴人取締規則

第八条 傍聴席に在る者は左の事項を守らなければならない。

- 一、議員の言論に対し賛否を表明し又は拍手をしないこと
- 二、静粛にすること
- 三、杖の類を携帯しないこと（事情やむを得ない者を除く）
- 四、飲食し、又は喫煙しないこと
- 五、議員席に入らないこと
- 六、その他会議の妨害となるような行為をしないこと

第九条 傍聴人がこの規則に違背し、議場の秩序をみだす虞があると認めるときは、議長はこれに対して退場を命ずることがある。

第十条 傍聴人は議会において秘密会を開く議決があつたときは速やかに退場しなければならない。

附 則

この規則は昭和二十六年十月三十日から施行する。

様式第一号表
表 面

傍聴人 氏 (又は責任者氏名) 名 (外)	住 所 (又は団体名称) 名 (外)
キ……リ……ト……リ……セ……ン……	
議長承認傍聴券	
長野県議会	
傍聴人 氏 (又は責任者氏名) 名 (外)	

裏 面

キ……リ……ト……リ……セ……ン……
長野県議会傍聴人取締規則 則拔萃 (別紙の抜萃を記入す)

備考 文字の部分は黒色 地の部分は黄色とする。

長野県議会傍聴人取締規則

長野県議会傍聴人取締規則

様式第二号

表面

紹介議員 住	紹介議員 住
傍聴人 氏	傍聴人 氏
(又は団体名称) 名	(又は団体名称) 名
(又は責任者氏名) 名	(又は責任者氏名) 名
(外)	(外)
名	名

長野県議会
議員紹介傍聴券

備考 文字の部分は黒色 地の部分は緑色とする。

裏面

長野県議会傍聴人取締規則
則拔萃
(別紙の抜萃を記入す)

(様式第一号及び第二号裏面)

長野県議会傍聴人取締規則 (抜萃)

第四条 傍聴券の通用期間は一日限りとする。

第五条 傍聴券を所持する者であつても議長において必要があると認める場合又は傍聴席に余裕がない場合は入場を拒否することがある。

第六条 左の各号の一に該当する者は入場することができない。

- 一、兇器、爆発物、劇薬その他危険と認められる物品を所持した者
- 二、精神異常者又は酒気を帯びた者
- 三、旗、のぼり、ポスター、ビラ、掲示板、プラカード等の類又は笛、ラッパ、太鼓等楽器の類を所持する者
- 四、議長において取締上必要があると認められる者

第八条 傍聴席に在る者は左の事項を守らなければならない。

- 一、議員の言論に対し賛否を表明し又は拍手をしないこと

長野県議会傍聴人取締規則

- 二、静粛にすること
- 三、杖の類を携帯しないこと(事情やむを得ないものを除く)
- 四、飲食し、又は喫煙しないこと
- 五、議員席に入らないこと
- 六、その他会議の妨害となるような行為をしないこと

●長野県議会議事事務局規程

昭和二三、三、一五 議会告示第一号

第一条 長野県議会議事事務局を置き、議会に関する事務を処理する。

第二条 事務局に左の職員を置く。

- 一、局長
- 二、次長
- 三、課長
- 四、主事

局長は議会議事局長を以てこれに充て、次長、課長及び主事は、議会議事記録の中から議長がこれを命ずる。

第三条 事務局に、庶務、議事及び調査の三課を置く。

各課の職員の配置及び各課内における事務の分担は、局長がこれを定める。

第四条 局長は議長の命を分け、局中一切の事務を掌

長野県議会議事事務局規程

理し、所属職員を指揮監督する。

次長は、局長の事務を補助し、局長に事故あるときはその職務を代理する。局長及び次長とともに事故あるときは上席課長がその職務を代理する。

第五条 課長は、上司の命令を受けその課務を掌理する。

第六条 主事は、上司の命を受け事務又は技術に従事する。

第七条 各課の事務分掌の概目は左の通りである。

- 庶務課
- 一、公印の管守に関する事。
 - 二、人事及び諸給与に関する事。
 - 三、文書の受発及び編纂保存に関する事。
 - 四、局の予算及び決算に関する事。
 - 五、現金、有価証券及び物品に関する事。
 - 六、議場その他の警備及び取締に関する事。
 - 七、局内他課の所管に属しない事。
- 議事課
- 一、本会議に関する事。

長野県議会議事局規程

- 二、委員会及び公聴会に関すること。
- 三、議員協議会に関すること。
- 四、請願書、陳情書、意見書に関すること。
- 五、議決報告及び会議の記録に関すること。
- 六、その他議事に関すること

調査課

- 一、調査及び統計に関すること。
- 二、議会沿革史編纂に関すること。
- 三、議会図書室に関すること。

事務の都合上必要があるときは、前項の規定にかかわらず事務を分掌若しくは処理せしめることができる。

第八条 左に掲げる事項は、局長においてこれを専決することができる。

- 一、所属職員の出張及び超過勤務に関すること。
- 二、所属職員の休暇及び旅行の許可に関すること。
- 三、所属職員の除服及び出仕に関すること。
- 四、金額五千円以内の物品購入、諸備上及び臨時備人に関すること。

●長野県議会議事局図書室規程

昭和二三、三、一五 議事告示第二号

第一条 長野県議会議事に図書室を設け（以下議会議事室という。）図書記録の類を蒐集保存し議員の調査研究に資するものとする。

議会議事室は県立長野図書館規則に準じ一般にこれを利用させることができる。

第二条 議会議事室は議長において管理しその事務を処理するため左の専任職員を置く。

一、書記 一名

第三条 議事事務局長は議長の命を承け議会議事室の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。

書記は上司の命を承け事務に従事する。

第四条 議会議事室運営委員会は少くとも三カ月に一回以上これを開会し図書室の管理運営事務につき議事事務局長の報告を受け、予算その他の事務を審査し、図書室の奉仕の改善につとめ、これを議事に報

長野県議会議事局図書室規程

- 五、議案及び速記録に関すること。
- 六、議事堂及びその附属建物の使用許可に関すること。
- 七、その他軽易な事件の処理に関すること。

第九条 この規程に定めるものの外、事務の処理及び職員の仕事については、当分の間長野県庁中事務細則を準用する。

附則

この規程は、昭和二十三年四月一日からこれを施行する。

告するものとする。

第五条 議会議事室の開閉時刻及び休日は一般官公庁の例によるものとする。

第六条 議会議事室で図書を閲覧しようとする者は調査研究事項を指定してこれに関する図書を借りうける退室のとき返納しなければならない。

第七条 議会議事室所蔵の図書を室外に借り出そうとするものはその図書名を係員に示しその図書を借りうけるものとする。

図書の貸し出し期間は七日間とし同時に貸し出すことができる図書冊数は三冊とする。

第八条 次の各号に掲げる図書は貸し出しをしない。

- 一、最新刊の図書、貴重図書、辞書、目録の類
- 二、図書室内で閲覧の多い図書
- 三、委託者の承認のない図書及び未装釘の雑誌類
- 四、其他議事事務局長の借り出し不相当と認めたるもの

第九条 第六条の貸し出し図書は人にこれを貸与することができない。

長野県議会図書室規程

第十条 閲覧図書及び借り出し図書を亡失又は汚損した者は議会議長の指示によつて現品又は相当の代金でこれを弁償しなければならない。
前項の弁償義務を果さない間は図書の閲覧をさせない。

第十一条 議会図書室に図書を寄贈し或は委託しようとする者及びこれが取扱は県立長野図書館規則に準ずるものとする。

第十二条 この規程を施行するに必要な細則は議長が別にこれを定める。

附 則

第一条 この規程は公布の日から施行する。

第二条 本規程中図書の貸し出しに関する規定は当分の間これを適用しない。

●長野県議会の定例会を
開くべき月の指定

昭和二一、一一、一八 告示第四八四号

長野県会の定例会は、毎年二月、四月、六月、十月及び十二月にこれを開く。

長野県議会の定例会を開くべき月の指定

●民事訴訟法

第二節 証人訊問

(証人義務)

第二百七十一条 裁判所ハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク
ノ外何人ト雖証人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得

(一般公務員の証人訊問)

第二百七十二條 官吏又ハ官吏タリシ者ヲ証人トシテ
職務上ノ秘密ニ付訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ当
該監督官庁ノ承認ヲ得ルコトヲ得ス

② 前項ノ規定ハ他ノ公務員ニ付之ヲ準用ス

(國務大臣の証人訊問)

第二百七十三條 内閣總理大臣其ノ他ノ國務大臣又ハ
其ノ職ニ在リタル者ヲ証人トシテ職務上ノ秘密ニ付
訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ内閣ノ承認ヲ得ルコ
トヲ要ス

(国会議員の証人訊問)

第二百七十四條 衆議院若ハ參議院ノ議員又ハ議員タ

民事訴訟法

リシ者ヲ証人トシテ職務上ノ秘密ニ付訊問スル場合
ニ於テハ裁判所ハ其ノ院ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

(証人訊問の申出)

第二百七十五條 証人訊問ノ申出ハ証人ヲ指定シテ之
ヲ為スコトヲ要ス

(証人の呼出状の記載事項)

第二百七十六條 証人ノ呼出状ニハ左ノ事項ヲ記載ス
ルコトヲ要ス

- 一、當事項ノ表示
 - 二、訊問事項ノ要領
 - 三、出頭セサル場合ニ於ケル法律上ノ制裁
- (不出頭に対する過料等)

第二百七十七條 証人カ正当ノ事由ナクシテ出頭セサ
ルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴
訟費用ノ負担ヲ命シ且五千円以下ノ過料ニ処ス此ノ
決定ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

(不出頭に対する刑罰)

第二百七十七條ノ二 証人カ正当ノ事由ナクシテ出頭
セサルトキハ五千円以下ノ罰金又ハ拘留ニ処ス

② 前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ罰金及拘留ヲ併科スルコトヲ得

(不出頭ノ証人の勾引)

第二百七十八條 裁判所ハ正当ノ事由ナクシテ出頭セサル証人ノ勾引ヲ命スルコトヲ得

② 前項ノ勾引ニハ刑事訴訟法(昭和二三年法律第一三一号)中勾引ニ関スル規定ヲ準用ス

(受命又は受託裁判官による証人訊問)

第二百七十九條 左ノ場合ニ於テハ受命裁判官又ハ受託裁判官ヲシテ証人ノ訊問ヲ為サシムルコトヲ得

一、証人カ受託裁判所ニ出頭スル義務ナキトキ又ハ

正当ノ事由ニ因リ出頭スルコト能ハサルトキ

二、証人カ受託裁判所ニ出頭スルニ付不相当ノ費用又ハ時間ヲ要スルトキ

(一身上の事由に基く証言拒絶権)

第二百八十條 証言カ証人又ハ左ニ掲クル者ノ刑事上ノ訴追又ハ処罰ヲ招ク虞アル事項ニ関スルトキハ証人ハ証言ヲ拒ムコトヲ得

証言カ此等ノ者ノ恥辱ニ歸スヘキ事項ニ関スルトキ

亦同シ

一、証人ノ配偶者、四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族又ハ証人ト此等ノ親族關係アリタル者

二、証人ノ後見人又ハ証人ノ後見ヲ受クル者

三、証人カ主人トシテ仕フル者

(黙秘義務に基く証言拒絶権)

第二百八十一條 左ノ場合ニ於テハ証人ハ証言ヲ拒ムコトヲ得

一、第二百七十二條乃至第二百七十四條(一般公務員、國務大臣、國會議員ノ証人訊問)ノ場合

二、醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、産婆、弁護士、弁護士、弁護人、公証人、宗教又ハ禱祀ノ職

ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リタル者カ職務上知りタル事實ニシテ黙秘スヘキモノニ付訊問ヲ受クルトキ

三、技術又ハ職業ノ秘密ニ関スル事項ニ付訊問ヲ受クルトキ

② 前項ノ規定ハ証人カ黙秘ノ義務ヲ免セラレタル場合ニハ之ヲ適用セス

(証言拒絶理由の疏明)

第二百八十二條 証言拒絶ノ理由ハ之ヲ疏明スルコトヲ要ス

(証言拒絶に関する裁判と即時抗告)

第二百八十三條 第二百八十一條第一項第一号ノ場合ヲ除クノ外証言拒絶ノ当否ニ付テハ受託裁判所當事者ヲ審訊シテ裁判ヲ為ス

② 証言拒絶ニ関スル裁判ニ対シテハ當事者及証人ハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

(証言拒絶に対する制裁)

第二百八十四條 証言拒絶ヲ理由ナシトスル裁判確定シタル後証人カ故ナク証言ヲ拒ムトキハ第二百七十七條(不出頭に対する過料等)及第二百七十七條ノ二(不出頭に対する刑罰)ノ規定ヲ準用ス

(宣誓義務)

第二百八十五條 裁判長ハ証人ヲシテ訊問前宣誓ヲ為サシムルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アルトキハ訊問後之ヲ為サシムルコトヲ得

(宣誓の態度)

第二百八十六條 宣誓ハ起立シテ嚴肅ニ之ヲ行フコトヲ要ス

(裁判長の諭示)

第二百八十七條 裁判長ハ宣誓前宣誓ノ趣旨ヲ諭示シ且偽証ノ罰ヲ警告スルコトヲ要ス

(宣誓の方式)

第二百八十八條 宣誓ハ証人ヲシテ宣誓書ヲ朗読セシメ且之ニ署名捺印セシメテ之ヲ為ス証人宣誓書ヲ朗読スルコト能ハサルトキハ裁判長代リテ之ヲ朗読ス

② 宣誓書ニハ良心ニ從ヒ真実ヲ述ヘ何事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

(宣誓義務のない者)

第二百八十九條 左ニ掲クル者ヲ証人トシテ訊問スルニハ宣誓ヲ為サシムルコトヲ得ス

一、十六年未滿ノ者

二、宣誓ノ趣旨ヲ理解スルコト能ハサル者

(宣誓を免除し得る場合)

第二百九十條 第二百八十條(一身上の事由に基く証

言拒絶権)ノ規定ニ該当スル証人ニシテ証言拒絶ノ
権利ヲ行ハサル者ヲ訊問スルニハ宣誓ヲ為サシメサ
ルコトヲ得

(宣誓拒絶権)

第二百九十一条 証人カ自己又ハ第二百八十条(証言
により刑事上ノ訴追又ハ処罰を招ク虞のある者)ニ
掲クル者ニ著キ利害關係アル事項ニ付訊問ヲ受クル
トキハ宣誓ヲ拒ムコトヲ得

(宣誓をさせない場合の調書の記載)

第二百九十二条 宣誓ヲ為サシメスシテ証人ヲ訊問シ
タルトキハ其ノ旨及事由ヲ調書ニ記載スルコトヲ要
ス

(宣誓拒絶の場合の準用規定)

第二百九十三条 第二百七十七条(不出頭に対する過
料等)、第二百七十七条ノ二(不出頭に対する刑罰)、
第二百八十二条(証言拒絶理由の疏明)及第二百八
十三条(証言拒絶に関する裁判と即時抗告)ノ規定
ハ証人カ宣誓ヲ拒ム場合ニ之ヲ準用ス

(証人訊問の主体及び順序)

第二百九十四条 証人ハ其ノ訊問ノ申出ヲ為シタル当
事者先ツ之ヲ訊問シ其ノ訊問ノ終リタル後他ノ当事
者之ヲ訊問スルコトヲ得

② 裁判長ハ当事者ノ訊問ノ終リタル後証人ヲ訊問ス
ルコトヲ得

③ 裁判長ハ必要アルト認ムルトキハ何時ニテモ自ら
訊問シ又ハ当事者ノ訊問ヲ許スコトヲ得

④ 当事者ノ訊問カ既ニ為シタル訊問ト重複スルト
キ、争点ニ關係ナキ事項ニ亘ルトキ其ノ他特ニ必要
アリト認ムルトキハ裁判長ハ之ヲ制限スルコトヲ得
⑤ 陪席裁判官ハ裁判長ニ告ケ証人ヲ訊問スルコトヲ
得

(当事者の異議とその裁判)

第二百九十五条 当事者ハ前条ノ規定ニ依ル訊問ノ許
否又ハ制限ニ付異議ヲ述フルコトヲ得此ノ場合ニ於
テハ裁判所異議ニ付裁判ヲ為ス

(証人相互の対質)

第二百九十六条 裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ証
人相互ノ対質ヲ命スルコトヲ得

(証人の行為義務)

第二百九十七条 裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ証
人ヲシテ文字ノ手記其ノ他必要ナル行為ヲ為サシム
ルコトヲ得

(隔離訊問の例外)

第二百九十八条 裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ後
ニ訊問スヘキ証人ニ在廷ヲ許スコトヲ得

(口頭陳述の原則)

第二百九十九条 証人ハ書類ニ依リテ陳述ヲ為スコト
ヲ得ス但シ裁判長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ
在ラス

(受命又は受託裁判官の権限)

第三百条 受命裁判官又ハ受託裁判官カ証人訊問ヲ為
ス場合ニ於テハ裁判所及裁判長ノ職務ハ其ノ裁判官
之ヲ行フ但シ第二百九十五条(証人訊問の拒否、制
限に対する異議)ノ規定ニ依ル異議ノ裁判ハ受託裁
判所之ヲ為ス

● 長野県議会各派交渉会

規約

第一条 県議会に、各党派間の交渉、連絡及びその他議員の儀礼等の協議機関として、各派交渉会を設ける。

第二条 所属議員六人以上を有する団体を党派と見做す。

第三条 各派交渉会は、各党派より選出された二人ずつの議員（これを各派交渉委員という。）及び正副議長をもつて構成し、その党派を代表する。

第四条 各派交渉委員の任期は、一年とし、毎年四月の定例会に改選する。

第五条 各派交渉委員は、その党派の事情により代理を認める。但し、代理者が出席する場合は、予め議長にその旨通知しなければならない。

第六条 各派交渉会は、議長が、これを招集し、その座長となる。

第七条 各派交渉会は、議会運営委員会が構成される

までは、議会の運営に関し議長の諮問に答える。

第八条 党派を結成しない議員及び五人以下の党派は、それぞれ、その中の一人を各派交渉会に出席せしめることができる。その者が発言しようとするときは、各派交渉会の同意を必要とする。

第九条 この規約は、全員協議会で過半数の承認を得なければ改正することができない。

附 則

この規約は、次の議会から施行する。

● 長野県議会議員慶弔 規程

議員相互の弔慰は次に掲げるところによつて行うものとする。

一、本人病気の場合
その都度、各派交渉会において協議の上、適当な金品を見舞として贈ること。但し緊急止むを得ないときは、議長において適当な措置を採り、後日各派交渉会の承認を求めること。

一、本人死亡の場合
議員一人五五〇円あて拠出し、三万円の香奠及び三千円程度の花輪を供える外、議長弔辞を呈すること。

一、妻、両親、相続人死亡の場合
議員一人二〇〇円あて拠出し、一万円の香奠及び二千円程度の花輪を供えること。

一、弔慰の金品又は花輪は「長野県議会議員一同」名

長野県議会議員慶弔規程

を以てし、議長又はその代理者（なるべく地元議員とする）が出席して行うこと。

一、この内規は昭和二十七年六月定例会開会の日から実施する。

●長野県総合開発審議会 条例

昭和二五、一一、一〇 条例第六九号制定

昭和二六、九、一七 条例第四八号改正

(設置)

第一条 国土総合開発法（以下「法」という。）第九条第一項の規定に基づいて、この条例の定めるところにより長野県総合開発審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第二条 審議会は、長野県の総合開発計画及び法第十条第四項の規定による特定地域総合開発計画（以下「総合開発計画」と総称する。）について調査審議し、その結果を知事及び知事を通じて県議会（以下「議会」という。）に報告し、又は勧告する。

第三条 審議会は、県が総合開発計画を作成したとき、又は県がその作成した総合開発計画について法

第五条の規定による内閣総理大臣の勧告又は助言を受けたとき、その実施の推進その他について必要があると認める場合は、知事及び知事を通じて議会に意見を申し出ることができる。

第四条 知事は、左に掲げる事項について、審議会の意見をきくことができる。

一 県の重要施策で総合開発計画と密接な関係を有するもの

二 法第十一条の規定による関係行政機関の長の助言

三 法第四条第二項の各号に掲げる事項について国土総合開発審議会が公表した事項のうち必要があると認める事項

四 特定地域の指定に関し法第十条第二項の規定により建設大臣に与うべき同意

五 法第八条第一項の規定による地方総合開発計画区域の設定

六 県総合開発計画と法第八条第一項の規定による地方総合開発計画との整合に関する事項

長野県総合開発審議会条例

七 総合開発計画の作成及び実施のために必要があると認める事項

2 知事は、前項各号について審議会の意見をきいたとき、その必要があると認める場合は、その意見書の写を議会に送付する。

(組織)

第五条 審議会は委員四十二人以内で組織する。

(委員)

第六条 委員は、左に掲げる者のうちから、知事が委嘱又は任命する。

- 一 学識経験を有する者 十五人以内
- 二 議会において議員のうちから推薦した者 十五人以内

三 県の職員

十人以内

四 市長及び町村長の代表者 各一人以内

2 第一項第一号の委員の任期は四年とする。

3 第一項第二号、第三号、第四号の委員の任期はその在職期間とする。

る。

(顧問)

第十条 審議会に顧問若干人を置き、知事が審議会に諮つて委嘱する。

2 顧問は必要に応じて審議会の諮問に応えるほか、審議会に出席して発言することができる。

(会議)

第十一条 審議会の会議は、毎年少くとも六回以上開かなければならない。

2 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 会長は委員の三分の一以上の要求があつた場合は会議を招集しなければならない。

4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会)

第十二条 審議会に、その所掌事項に係る専門的事項又は地域的事項を分掌させるために、その定めると

長野県総合開発審議会条例

者の残任期間とする。

(特別委員)

第七条 審議会に特別の事項を調査審議するために特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者、その他、適当と認める者のうちから知事が審議会の推薦により委嘱し又は任命する。

(会長及び副会長)

第八条 審議会に会長一人及び副会長二人を置き、審議会の同意を得て委員のうちから知事が委嘱又は任命する。

2 会長は、会務を総理し、及び審議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故ある場合は、その職務を代理する。

(専門委員)

第九条 審議会に専門の事項を調査審議させるために、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は学識経験を有する者及び県の職員のうちから知事が審議会の推薦により委嘱し又は任命す

ころにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を会議に報告する。

5 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(幹事)

第十三条 審議会に、幹事若干人を置き、県職員のうちから会長が委嘱する。

2 幹事は、審議会の事務について、関係部課(室)との連絡に当る。

3 幹事は、会議に出席して発言することができる。

(事務局)

第十四条 審議会に事務局を置く。
2 事務局の組織その他必要な事項は会長が知事と協議の上審議会に諮つてこれを定める。

長野県総合開発審議会条例

(公聴会等)

第十五条 審議会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、公聴会を開き、その他適当な方法により、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から広く意見をきかなければならない。

(資料の提出等の依頼)

第十六条 審議会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、県、県内関係行政庁、県の区域内の地方公共団体、その地の関係機関又は団体に対して資料の提出又は説明若しくは、調査を依頼することができる。

(要旨の公表)

第十七条 審議会は、その調査審議した結果について必要に応じて、その要旨を公表する。

(その他規定)

第十八条 前各条に定めるものを除く外、審議会の運営その他に關して必要な事項は、審議会が知事の同意を得て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日(昭和二十六年九月十七日)から施行する。

●長野県各選挙区において選挙すべき県議会議員の数に關する条例

昭和一七、二二、二一 条例第九号制定
昭和二一、六、三 条例第一号改正
昭和二一、一〇、二八 条例第六号改正
昭和二六、三、三〇 条例第二五号制定
本県各選挙区において選挙すべき県議会議員の数を次の通り定める。

南佐久郡選挙区	三人
北佐久郡選挙区	四人
小県郡選挙区	四人
諏訪郡選挙区	三人
上伊那郡選挙区	六人
下伊那郡選挙区	五人
西筑摩郡選挙区	二人

長野県各選挙区において選挙すべき県議会議員の定数に關する条例

東筑摩郡選挙区	五人
南安曇郡選挙区	二人
北安曇郡選挙区	二人
更級郡選挙区	三人
埴科郡選挙区	二人
上高井郡選挙区	二人
下高井郡選挙区	三人
上水内郡選挙区	四人
下水内郡選挙区	一人
長野市選挙区	三人
松本市選挙区	三人
上田市選挙区	一人
岡谷市選挙区	一人
飯田市選挙区	一人
諏訪市選挙区	一人

附 則

- 1、この条例は、公布の日から施行する。
- 2、昭和十七年長野県条例第九号長野県各選挙区に關して選挙すべき県議会議員の数に關する条例は廃

長野県各選挙区において選挙すべき県議会議員の定数に関する条例
止する。

● 議会の議決すべき事件 を定める条例

昭和二四、八、二七 条例第三六号制定
昭和二五、九、一〇 条例第四七号改正
昭和二七、三、二九 条例第十三号制定

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について定めることを目的とする。

第二条 次に掲げる常勤の職員の退職手当について定めるときは、議会の議決を経なければならない。
一 知事、副知事、出納長、副出納長及び知事の秘書並びに知事の事務部局の職員
二 議会の事務部局の職員
三 人事委員会の委員及び同事務部局の職員
四 選挙管理委員会の事務部局の職員
五 学識経験を有する者の中から選任された監査委員

議会の議決すべき事件を定める条例

員及び同事務部局の職員
六 教育委員会の教育長及び同事務部局の職員
七 地方労働委員会の事務部局の職員
八 農業委員会の事務部局の職員
第三条 次に掲げる特別職の職員の報酬及び費用弁償について定めるときは、議会の議決を経なければならない。
一 議会の議長の秘書
二 農業委員会の委員及び専門調査員
三 総合開発審議会の委員、特別委員及び専門委員
四 県立公園審議会の委員及び臨時委員
五 都市計画長野地方審議会の委員

2 私立学校審議会の委員の報酬について定めるときは、議会の議決を経なければならない。
3 人事委員会の行方審査及び判定に出頭する証人の費用弁償について定めるときは、議会の議決を経なければならない。
附 則
1 この条例は、公布の日から施行する。

議会の議決すべき事件を定める条例

2 議会の議決すべき事件を定める条例(昭和二十四年長野県条例第三十六号)は、廃止する。

● 議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産、営造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例

一項第七号の規定による財産の取得又は処分及び営造物の設置又は処分で議会において出席議員の過半数の議決を経なければならないものは左の通りとする。

- 昭和二三、一一、五 条例第九〇号制定
 - 同 二四、三、三一 条例第六号改正
 - 同 二四、七、七 条例第三五号改正
 - 同 二五、五、一〇 条例第一七号改正
- 第一条 議会の議決を経なければならない財産の取得又は処分営造物の設置又は処分及び契約の締結並びに住民の一般投票に付すべき財産及び営造物の処分又は使用の許可についてはこの条例の定めるところによる。
- 第二条 地方自治法(以下法という。)第九十六条第

- 一、住 宅(一件五戸以上)
- 二、病 院
- 三、運 動 場
- 四、試 験 場
- 五、図 書 館
- 六、保 健 所
- 七、療 養 所
- 八、宿 泊 所
- 九、発 電 所
- 一〇、競 馬 場
- 一一、劇 場
- 一二、物産販売輪旋所
- 一三、美 術 館
- 一四、観光ホテル
- 一五、授 産 所

議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産、営造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例

議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産、營造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例

- 一六、山林（一件十五町歩以上）
- 一七、一件式千坪以上の土地
- 一八、水道事業施設
- 一九、下水道事業施設
- 二〇、軌道事業施設
- 二一、自動車事業施設
- 二二、学 校
- 二三、公 園

第三条 法第二百四十三条第一項本文の規定による契約の締結で法第九十六条第一項第九号の規定により議会において出席議員の過半数の議決を経なければならぬものは左の通りとする。

- 一、予定価格五百万円以上の工事その他の請負
- 二、予定価格参百万円以上の物件、労力その他の供給又は財産で予定賃貸料年額式百万円以上の貸与
- 三、予定価格式百万円以上の不動産又は予定価格五十万円以上の動産の売却

第四条 法第二百四十三条第一項但書の規定により競争入札以外の方法による契約で法第九十六条第一項

第九号の規定により議会において出席議員の過半数の議決を経なければならぬものは左の通りとする

- 指名競争入札による場合
- 一、予定価格参百万円以上の工事その他の請負
- 二、予定価格式百万円以上の物件、労力その他の供給、又は財産で予定賃貸料年額百万円以上の貸与
- 三、予定価格百万円以上の不動産又は予定価格参拾万円以上の動産の売却

随意契約による場合

- 一、予定価格百五十万円以上の工事その他の請負
- 二、予定価格百万円以上の物件、労力、その他の供給、又は財産で予定賃貸料年額参拾万円以上の貸与
- 三、予定価格五拾万円以上の不動産又は予定価格式拾万円以上の動産の売却
- 2、不動産又は動産で予定賃借料年額五拾万円以上の賃借契約の締結又は予定価格五拾万円以上の不動産又は予定価格五拾万円以上の動産を購入若しくは譲渡又は報償契約その他の契約で議会の議決

を経る必要があると認められるものについてもまた前項の例による。

第五条 法第二百四十三条第二項の規定により議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならぬ契約で法第二百四十三条第一項本文の規定によるものは左の通りとする。

- 一、予定価格式千万円以上の工事その他の請負
- 二、予定価格壹千万円以上の物件、労力、その他の供給又は財産で予定賃貸料年額五百万円以上の貸与
- 三、予定価格五百万円以上の不動産又は予定価格参百万円以上の動産の売却若しくは譲渡

第六条 法第二百四十三条第二項の規定により議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならぬ契約で法第二百四十三条第一項但書の規定により競争入札以外の方法によるものは左の通りとする。

- 一、予定価格壹千万円以上の工事その他の請負
- 二、予定価格五百万円以上の物件、労力、その他の

議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産、營造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例

供給又は財産で予定賃貸料年額式百万円以上の貸与

三、予定価格式百万円以上の不動産又は予定価格百万円以上の動産の売却若しくは譲渡

第七条 第三条乃至第六条に掲げる契約を締結しようとするとき知事は議会の同意を得たときに当該契約が成立する旨を落札人又は相手方に告げ且つその旨を記載した仮契約書をこれらの者に交付するを例とする。

2、知事は前項の規定による契約に関する事件については次の議会の会期の始めにこれを議会に提案しなければならない。

3、議長は前項の規定による提案を受理したときはすみやかにこれを議会に付議しなければならない。

4、前項の規定による議会の議決があつたときは議長は直ちにその結果を知事に通知しなければならない。

第八条 第三条及び第四条に掲げる契約で急施を要するものがあると認めるときは法第七十九条の規定

議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産、營造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例により処分できる場合の外知事は第三条、第四条及び前条の規定にかかわらず議会の議決を経ないでこれを締結することができる。

2、前項の規定による処置については知事は次の議会においてこれを報告しその承認を求めなければならない。

第九条 財産又は營造物の独占的な利益を与えるような処分又は十年を超える期間にわたる独占的な使用の許可で法第二百十三条第二項の規定により選挙人の投票においてその過半数の同意を得なければならないものは次の通りとする。

- 一、軌道事業施設
- 二、自動車事業施設
- 2、前項の処分又は使用の許可については法第九十条第二項の規定によりあらかじめ議会の同意を経なければならない。

第十条 財産又は營造物の独占的な利益を与えるような処分又は十年を超える期間にわたる独占的な使用の許可で法第二百十三条第二項の規定により議会に

ついて出席議員の三分の二以上の者の同意を経なければならないものは左の通りとする。

- 一、水道事業施設
- 二、下水道事業施設
- 三、観光ホテル
- 四、病院
- 五、運動場
- 六、図書館
- 七、試験場
- 八、競馬場
- 九、療養所
- 一〇、発電所
- 一一、劇場

この条例は、公布の日から、これを施行する。

●特別職の職員等の給与に関する条例

昭和二七、三、二九 条例第一〇号制定
昭和二七、七、一六 条例第四九号改正

第一条 この条例は、次に掲げる特別職の職員及び教育長の給与について定めることを目的とする。

- 一 知事
- 二 副知事
- 三 出納長
- 四 副出納長
- 五 知事の秘書
- 六 人事委員会の委員
- 七 監査委員
- 八 議会の議員
- 九 議会の議長の秘書
- 十 教育委員会の委員

特別職の職員等の給与に関する条例

- 十一 公安委員会の委員
- 十二 地方労働委員会の委員
- 十三 農業委員会の委員及び専門調査員
- 十四 選挙管理委員会の委員
- 十五 選挙長
- 十六 投票管理者
- 十七 開票管理者
- 十八 投票立会人
- 十九 開票立会人
- 二十 選挙立会人
- 二十一 収用委員会の委員及び予備委員
- 二十二 専門委員
- 二十三 総合開発審議会の委員、特別委員及び専門委員
- 二十四 私立学校審議会の委員
- 二十五 優生保護審査会の委員
- 二十六 結核審査協議会の委員
- 二十七 精神衛生鑑定医
- 二十八 県立公園審議会の委員及び臨時委員

特別職の職員等の給与に関する条例

- 二十九 建設業審議会の委員
- 三十 都市計画長野地方審議会の委員
- 三十一 建築士審議会の委員
- 三十二 二級建築士試験委員及び同選考委員
- 三十三 建築審査会の委員

(知事等の給与)

第二条 前条第一号から第五号までに掲げる者、第六号のうち常勤の委員、第七号のうち学識経歴を有する者のうちから選任された者及び教育長（以下「知事等」という。）に支給する給与は、別に条例で定めるものの外、給料、勤務地手当、年末手当及び寒冷地手当とする。

第三条 知事等の給料月額は、別表第一に掲げる額とする。

第四条 知事等の勤務地手当、年末手当及び寒冷地手当の支給額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年長野県条例第六号。以下「一般職給与条例」という。）の各相当規定を準用して算出される額とする。

第五条 知事等の給与の支給条件、支給方法及び支給

期日については、一般職の職員の給与の例による。但し、一般職給与条例第四十四条の例にはよらないものとする。

(議会の議員等の給与)

第六条 第一条各号に規定する者のうち、知事等を除いた者（以下「議会の議員等」という。）に支給する報酬は、別表第二に掲げる額とする。

第七条 議会の議員の報酬は、その任期が開始する当月分から任期満了の当月分までを支給する。但し、任期満了等の事由により退職した者が再び議会の議員に選挙され、退職した月にその任期が開始するときは、その任期開始の当月分の報酬は支給しない。

2 再選挙又は補欠選挙により議員となつた者には、その選挙が行われた当月分から、繰上当選議員には、その当選の確定した当月分からそれぞれ報酬を支給し、辞職、退職、失職若しくは除名又は死亡した場合には、その当月分までの報酬を支給する。

第八条 議会の議員等のうち議会の議員以外の者に対

する報酬は、次の区分により支給する。

- 一 年額によるものは、当該会計年度の末月
- 二 月額によるものは、毎月
- 三 日額によるものは、その職務執行のとき
- 2 年額の報酬を受ける者が、その年度中途において選挙又は選任された場合は、その当月分から、退職、辞職、失職若しくは解職又は死亡した場合には、その当月分まで月割によつて計算した額の報酬を支給する。

第九条 前条の規定にかかわらず、その年度又はその月のうち全く職務に従事しない者には、その年度又はその月の報酬は支給しない。

(重複給与の調整)

第十条 知事等及び一般職の常勤を要する職員が、特別職の職員の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与の月額が、知事等として受ける給料又は一般職の職員として受ける給料の月額

特別職の職員等の給与に関する条例

をこえるときは、その差額をその兼ねる特別職の職員として所属する機関から支給する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際までに、従前の規定に基いてなされた給与に関する決定は、この条例の規定に基いてなされたものとみなす。

3 次に掲げる条例は、廃止する。

長野県吏員職員諸給与条例（昭和二十五年長野県条例第五十四号）

長野県人事委員会の委員の報酬及び費用弁償支給

条例（昭和二十六年長野県条例第三十号）

長野県議会議員等の報酬及び費用弁償支給条例

（昭和二十二年長野県条例第十四号）

長野県教育委員会の委員の報酬及び費用弁償支給

条例（昭和二十三年長野県条例第十七号）

長野県公安委員会の委員の報酬及び費用弁償支給

条例（昭和二十三年長野県条例第四十五号）

長野県農業委員会の委員及び専門調査員の報酬及

特別職の職員等の給与に関する条例

び費用弁償支給条例（昭和二十六年長野県条例第八十号）

長野県地方労働委員会の委員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和二十五年長野県条例第五号）

長野県専門委員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和二十二年長野県条例第三十号）

長野県総合開発審議会の委員、特別委員及び専門委員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和二十六年長野県条例第七十六号）

長野県私立学校審議会の委員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和二十六年長野県条例第二十六号）

結核診査協議会委員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和二十六年長野県条例第五十三号）

長野県精神衛生鑑定医の報酬及び費用弁償支給条例（昭和二十五年長野県条例第六十号）

長野県立公園審議会委員及び臨時委員の報酬並びに費用弁償支給条例（昭和二十六年長野県条例第十号）

都市計画長野地方審議会委員の報酬及び費用弁償

並びに幹事の旅費、日当支給条例（昭和二十六年長野県条例第四十六号）

長野県建築士審議会委員、長野県二級建築士試験委員、長野県二級建築士選考委員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和二十五年長野県条例第六十一号）

4 建築基準法施行条例（昭和二十五年長野県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「関係出席者及び委員」を「関係出席者に改める。

第三十一条中「長野県旅費支給規則による。」を「特別職の職員等の旅費又は費用弁償の例による。」に改める。

5 土地収用委員会委員及び予備委員の報酬及び費用弁償並びに土地収用法第六十五条第五項の規定による鑑定人又は参考人の手当及び旅費支給条例（昭和二十六年長野県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
土地収用法第六十五条第五項の規定による鑑定人

又は参考人の手当及び旅費に関する条例

第一条を削り、第二条を第一条とし、第三条を第二条とし、同条を次のように改める。

第二条 前条の支給方法については、特別職の職員等の旅費又は費用弁償の例による。

6 建設業審議会委員の報酬及び費用弁償並びに建設業法第三十二条による参考人の旅費、日当支給条例（昭和二十四年長野県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建設業法第三十二条による参考人の旅費に関する条例

第一条を削り、第二条を第一条とし、第三条を第二条とし、同条を次のように改める。

第二条 前条の支給方法については、特別職の職員等の旅費又は費用弁償の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、教育委員会の委員に関する改正規定は、昭和二十六年十月一日から

特別職の職員等の給与に関する条例

ら、優生保護審査会の委員に関する改正規定については、昭和二十七年五月二十七日から適用する。

別表第一

職 名	給 料 月 額
知 事	五三、〇〇〇円
副 知 事	四三、〇〇〇円
出 納 長	三二、〇〇〇円
副 出 納 長	一八、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円以下
知 事 の 秘 書	二〇、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円以下
教 育 長	二八、〇〇〇円以上 三四、〇〇〇円以下
人事委員会の常勤の委員	二五、〇〇〇円以上 三二、〇〇〇円以下
学識経験を有する者のうちから選任された監査委員	九、五〇〇円

特別職の職員等の給与に関する条例

別表第二

職名	年額	報月額	日額	報酬	その他
人事委員会の非常勤の委員		八、二〇〇円			
議会の議員のうちから選任された 監査委員		三、〇〇〇円			
議会の議員	議長	三二二、〇〇〇円			
	副議長	二五二、〇〇〇円			
	議員	二二八、〇〇〇円			
議会の議長			二〇、〇〇〇円以下		
教育委員会の 公選による委員			一五、〇〇〇円		
公安委員会の 委員	議長	六、〇〇〇円			
	委員	九、五〇〇円			
委員			七、〇〇〇円		

地方労働委員会 の委員	会長	九、五〇〇円			
	公益委員	七、〇〇〇円			
農業委員会の 委員	会長代理	四、八〇〇円			
	その他の委員	九、五〇〇円			
農業委員会の専門調査員	委員	七、〇〇〇円			
	その他の委員	二、〇〇〇円			
選挙管理委員 会の委員	議長	三、〇〇〇円			
	その他の委員長	六、五〇〇円			
議員	議長	二、四〇〇円			
	その他の委員	四、八〇〇円			
投票管理 票立会人				三〇〇円	
投票管理 票立会人				一〇〇円	
開票 票立会人				三〇〇円	
開票 票立会人				一〇〇円	

特別職の職員等の給与に関する条例

特別職の職員等の給与に関する条例

選挙長	500円								
選挙立会人	100円								
収入委員会の委員及び予備委員	300円								
専門委員	2,000円以上 8,000円以下								
総合開発審議会の委員	会長	210,000円							
	副会長	150,000円							
	その他の委員	100,000円							
私立学校審議会の委員	学識経験のある者のうちから選任された委員	600円							
	その他の委員	1,100円							
優生保護審議会の委員	250円								
結核診査協議会の委員	5,000円以上 5,000円以下								
精神衛生鑑定医								一件につき 4000円	
県立公園審議会の委員及び臨時委員	1100円								

建設業審議会の委員	1100円							
都市計画長野地方審議会の委員	2,000円以上 5,000円以下							
建築士審議会の委員	1100円							
二級建築士試験委員及び同選考委員	1100円							
建築審議会の委員	1100円							

特別職の職員等の給与に関する条例

●特別職の職員等の旅費
又は費用弁償に関する
条例

昭和二七、三、二九 条例第一一号制定
昭和二七、五、一九 条例第四三号改正
昭和二七、七、一六 条例第五〇号改正

(目的)

第一条 この条例は、次に掲げる特別職の職員及び教
育長の旅費又は費用弁償について定めることを目的
とする。

- 一 知事
- 二 副知事
- 三 出納長
- 四 副出納長
- 五 知事の秘書
- 六 人事委員会の委員

特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例

- 七 監査委員
- 八 議会の議員
- 九 議会の議長の秘書
- 十 教育委員会の委員
- 十一 公安委員会の委員
- 十二 地方労働委員会の委員
- 十三 農業委員会の委員及び専門調査員
- 十四 選挙管理委員会の委員
- 十五 選挙長
- 十六 投票管理者
- 十七 開票管理者
- 十八 投票立会人
- 十九 開票立会人
- 二十 選挙立会人
- 二十一 収用委員会の委員及び予備委員
- 二十二 専門委員
- 二十三 総合開発審議会の委員、特別委員及び専門
委員
- 二十四 私立学校審議会の委員

特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例

- 二十五 優生保護審査会の委員
- 二十六 結核診査協議会の委員
- 二十七 精神衛生鑑定医
- 二十八 県立公園審議会の委員及び臨時委員
- 二十九 建設業審議会の委員
- 三十 都市計画長野地方審議会の委員
- 三十一 建築士審議会の委員
- 三十二 二級建築士試験委員及び同選考委員
- 三十三 建築審査会の委員
- 三十四 産業教育審議会の委員
- 三十五 社会教育委員
- 三十六 文化財専門委員
- 三十七 図書館協議会の委員

(旅費の支給又は費用の弁償)

第二条 前条第一号から第五号までに掲げる者、第六号のうち常勤を要する委員、第七号のうち学識経験を有する者のうちから選任された者及び教育長が旅行した場合には、当該職員に対して旅費を支給する。

2 前条に掲げる者で、前項に規定する者以外の者が旅行した場合には、その者に対して費用の弁償をする。

(鉄道賃)

第三条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下本条において「運賃」という。)及び急行料金による。

- 一 運賃の等級を三階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - イ 第一条第一号から第十二号までに掲げる者、第十三号のうちの委員、第十四号及び第二十一号に掲げる者並びに教育長については、一等運賃
 - ロ イに掲げる者以外の者については、二等運賃
- 二 運賃の等級を二階級に区分する線路による旅行の場合には、上級運賃
- 三 運賃の等級を設けていない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- 四 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前三号に規定する運賃の外、次に規定する急行料

金

- イ 第一号又は第二号の規定に該当する線路による旅行の場合には、これらの規定による運賃の等級と同一等級の急行料金
- ロ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金

(船賃)

第四条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

- 一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、一等運賃
- 二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級運賃
- 三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- 四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃の外現に支払つ

特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例

た寝台料金

(車賃、日当、宿泊料及び移転料)

第四条の二 車賃、日当、宿泊料及び移転料の額(着後手当、扶養親族移転料及び死亡手当の額の計算の基礎とするこれらの旅費の定額を含む。)は、別表の定額による。

第五条 議会の議員は、公の書類を発送し、又はその性質を有する通信をするため、別に定める通信費を受けることができる。

(補則)

第六条 この条例で規定するものの外、旅費及び費用弁償の種類及び額並びにその支給方法に関しては、職員の施設に関して規定する条例の定めるところによる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 長野県社会教育委員の定数、任期及び費用弁償支給に関する条例(昭和二十四年長野県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例

題名を次のように改める。

長野県社会教育委員の定数及び任期に関する条例
 第四条を次のように改める。

第四条 削除

3 長野県産業教育審議会委員の定数及び費用弁償支給に関する条例(昭和二十六年長野県条例第七十号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

長野県産業教育審議会委員の定数に関する条例

第一条中「及び第十三条」及び「及び費用弁償の支給」を削る。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条 削除

第四条 削除

4 県立長野図書館条例(昭和二十五年長野県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。
 第四条を次のように改める。

第四条 削除

5 この条例で規定するものの外、旅費及び費用弁

償の種類及び額並びにその支給方法に関しては、第六条の規定にかかわらず、別に職員の旅費に関して規定する条例が定められるまでの間は、国家公務員の旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日の旅行から適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し昭和二十七年五月二十七日の旅行から適用する。

別 表

一、車賃、日当及び宿泊料

区 分	車賃(一キロメートルにつき)	日 当		宿 泊 料 (一夜につき)	
		(一日につき)		甲 地 方	乙 地 方
知 事	七円二〇銭	三三〇円		一、六九〇円	一、三三〇円
議 会 の 議 長					
副 知 事					
出 納 長					
教 育 長					
人事委員会の委員					
監 査 委 員					
議 会 の 議 員					
教育委員会の委員	六円四〇銭				
公安委員会の委員		二九〇円		一、五〇〇円	一、一〇〇円
地方労働委員会の委員					

特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例

特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例

農業委員会の委員	
選挙管理委員会の委員	
収用委員会の委員及び予備委員	
総合開発審議会の委員、特別委員及び専門委員	
県立公園審議会の委員及び臨時委員	
副出納長	
知事の秘書	
議会議長の秘書	
農業委員会の専門調査員	
専門委員	
私立学校審議会の委員	
優生保護審査会の委員	
精神衛生鑑定医	五円六〇銭
建設業審議会の委員	一五〇円
	一、三三〇円
	一、〇五〇円

都市計画長野地方審議会の委員	
建築士審議会の委員	
二級建築士試験委員及び同選考委員	
建築審査会の委員	
産業教育審議会の委員	
社会教育委員	
文化財専門委員	
図書館協議会の委員	
結核診査協議会の委員	四円
	一八〇円
	九四〇円
	七五〇円

二、移 転 料

区分	鉄道五キロ以上十キロ未満	鉄道十キロ以上二十キロ未満	鉄道二十キロ以上三十キロ未満	鉄道三十キロ以上四十キロ未満	鉄道四十キロ以上五十キロ未満	鉄道五十キロ以上六十キロ未満	鉄道六十キロ以上七十キロ未満	鉄道七十キロ以上八十キロ未満	鉄道八十キロ以上九十キロ未満	鉄道九十キロ以上
	五	十	十五	二十	二十五	三十	三十五	四十	四十五	五十

特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例

特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例

知事	一四、七〇〇円
議会の議長	一六、七〇〇円
副知事	一八、七〇〇円
出納長	二〇、七〇〇円
教育長	二二、七〇〇円
人事委員会の委員	二四、七〇〇円
監査委員	二六、七〇〇円
議会の議員	二八、七〇〇円
教育委員会の委員	三〇、七〇〇円
公安委員会の委員	三二、七〇〇円
地方労働委員会の委員	三四、七〇〇円
農業委員会の委員	三六、七〇〇円
選挙管理委員会の委員	三八、七〇〇円

収用委員会の委員及び予備委員	一一、四八〇
総合開発審議会の委員及び専門委員	一三、〇一〇
県立公園審議会の委員及び臨時委員	一四、五三〇
副出納長	一六、〇六〇
知事の秘書	一七、五九〇
議会議長の秘書	一九、一二〇
農業委員会の専門調査員	二〇、六五〇
私立学校審議会の委員	二二、一八〇
優生保護審査会の委員	二三、七一〇
精神衛生鑑定	二四、七四〇
建設業審議会の委員	二六、二七〇

特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例

特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例

都市計画長野 地方審議会の 委員	建築士審議会 の委員	二級建築士試 験委員及び同 選考委員	建築審査会 の委員	産業教育審議 会の委員	社会教育委員	文化財専門委 員	図書館協議会 の委員	結核診療協議 会の委員	八、二〇〇	九、一〇〇	一〇、二〇〇	一一、三〇〇	一二、四〇〇	一三、五〇〇	一四、六〇〇	一五、七〇〇	一六、八〇〇	一七、九〇〇	一八、〇〇〇	一九、一〇〇	二〇、二〇〇
------------------------	---------------	--------------------------	--------------	----------------	--------	-------------	---------------	----------------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

● 長野県実費弁償支給
条例

第一条 県議会の請求により出頭した選挙人その他関係人並びに常任委員会及び特別委員会の開催する公聴会に参加した者に対しては、次の範囲内において実費を弁償する。

費用弁償	費用弁償
鉄道賃 車馬賃 一料につき 一日	宿泊料 一夜につき
四円一八〇円	甲地方 九四〇円 乙地方 七五〇円

長野県実費弁償支給条例

第二条 前条の支給方法については、特別職の職員の旅費又は費用弁償の例による。

附 則

- 1、この条例は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。
- 2、長野県実費弁償支給条例（昭和二十二年条例第十六号）は、廃止する。

●知事専決処分事項

昭和二三、三、三一議決


地方自治法第八十条の規定により左の事項は知事において、これを専決処分することができる。

- 一、その経費の財源を全額国庫支出金及び寄付金に求める歳入歳出予算を追加又は更正すること。
- 二、その経費の財源を二分の一以上国庫支出金に求めるもので軽易と認められるものの歳入歳出予算を追加又は更正すること。
- 三、特に急施を要し、且つ、一廉の金額十万円以下である場合において歳入歳出予算を追加又は更正すること。
- 四、年度繰越工事に属する歳入歳出予算を追加又は更正すること。
- 五、法律、政令の結果により歳入歳出予算を追加又は更正すること。
- 六、税の増徴によらず負債の繰上償還をなし及びこれ

知事専決処分事項

に伴う歳入歳出予算を追加又は更正すること。

- 七、継続費を減額すること。又はその総額を変更せず各年度の支出額を変更すること。
- 八、歳入歳出予算を定めるものを除く外、あらたに一万円以下の義務の負担をし及び権利を放棄すること。
- 九、予算に定めた義務的経費を支出するため、各項の金額を流用すること。
- 一〇、金融情勢の変化に伴い、起債の方法利息の定率及び償還の方法を変更すること。
- 一一、訴訟を提起された場合において、訴訟代理人の選定及び答弁書の提出に関すること。
- 一二、異議の申立があつた場合において、その申立の内容明らかにして軽易と認められる異議の決定に関すること。
- 一三、使用料、分担金に関する条例を廃止すること。
- 一四、予算内の支出をするため一時の借入すること。



附 録

●長野県議会常任委員会名簿

長野県議会常任委員会名簿

農	商	文	社	総	委員会名
林	工	教	会	務	員数
15	8	8	8	8	委員長
尾崎秀男	相馬朝四郎	北沢貞一	西沢寛志	下平晒四	副委員長
中山隆輔	林浩正	村田巖	小坂卓郎	後藤武次郎	委員
飯田市 飯田川 福治	高島定兼	中山村 兼治 菊江	五川味 藤穂一	高橋水 廣 漸躬	員
小川内山 静太	小田林 要次郎	松島喜代 正太郎	高木野 貢イ 格シ	小平瀨左 市兵衛 門	
吉田村 松治美	市川村 清兵衛	矢岩島 六武郎	青沢木 貞太郎	風間 則和 吉夫	

長野県議会委員会名簿

長野県議会議員名簿

水力発電施設に関する調査	国有林対策	電力対策	交通対策	委員会名
13	15	15	15	員数
西沢 寛志	中村 治郎	塩川 清兵衛	中村 環	委員長
北沢 貞一	福島 国雄	青木 太郎	荒木 貢格	副委員長
藤風福下 間島平 和国柄 武夫雄四	黒荻風小吉 岩原間林田 市兵衛克和 衛巳夫郎	深松宮小市 沢島山村 喜代定清郁 松太義友夫 美郎義友夫	北平清小依 沢沢水瀨左 貞光工門雄 一久漸	委員
村中小小 田島坂山 卓清 巖巖郎友	松小下渡 田山平辺 寛晒明 穰一四司	西保塩市 沢科川川 寛岩藤 志見一湊	小五竹高 坂味内波 卓穂兼 郎積郎雄	員
桃黒渡 沢岩辺 静六明 雄郎司	林中市角 山村間 浩隆保 正輔人	小増藤尾 沢田崎 貞要秀 孝郎武男	飯藤後中 田牧藤村 福能武兼 治次治郎	

長野県議会議員名簿

警 察	懲 罰	図書室運営	決 算	議 会 運 営	土 木
8	8	8	10	10	12
増田 要次郎	飯田 福治	吉田 説勇	松島喜代太郎	高橋 広躬	中島 巖
小林 継太郎	桃沢 静雄	市村 保人	高波 兼雄	黒岩 市兵衛	依田 勇雄
清水 清漸	竹渡 内刃 寿明 太郎	小市 山川 寛一湊	六中五 川村味 静兼穂 治郎積	深荒角 沢木間 松貢兵 美格衛	平藤藤羽 沢牧沢田 光熊 義 久人武知
高野 平左 イエ門	黒塩川 岩藤 六郎一	丸中 山村 菊江環	深羽藤 沢田沢 則義武 吉知武	溝松市 上田村 正郁 男穰夫	福保角 島科間 国岩兵 雄見衛
堀藤 忠熊 人	平保 沢科 光岩 久見	小荻 沢原 貞克 孝巳	福宮 島島 国定 雄義	中風 村間 治和 郎夫	堀松渡 田辺 忠明 雄穰司

長野県議会議員名簿

●議員宿所及び連絡場所一覽表

氏名	常時連絡の場所	同上電話	招集地における宿所	同上電話
相馬朝四郎	南佐久郡野沢町一	野沢 壘	犀北館	長野四、〇三五
依田勇雄	南佐久郡中込町三五四	" 一五	五明館	" 四、〇三六
中山隆輔	南佐久郡北牧村大字千代里四、二二二	畑八 三の乙	犀北館	" 四、〇三五
塩川清兵衛	北佐久郡小諸町乙一八	小諸 三三	県会公舎	" 二、〇二七
後藤武次郎	北佐久郡軽井沢町六二二	軽井沢 二、〇四七	"	"
塩川藤一	北佐久郡三岡村大字森山八一	三岡 二六	記念館	" 二、〇四三
保科岩見	北佐久郡北御牧村大日方二六九	北御牧 八	県会公舎	" 二、〇二七
荒木貢格	小県郡長村三、八五四	長 一	喜久屋旅館	" 二、〇二六
羽田義知	小県郡和田村一、五五〇	和田 三	五明館	" 四、〇三八
小山寛一	上田市新参町五、四九二	上田 三三	犀北館	" 四、〇三五
六川静治	小県郡東塩田村古安会一、九二二	東塩田 九	長野市岡田町木内晋次郎方	
五味穂積	諏訪郡落合村五、二〇八	富士見 二五	やぶ旅館	" 三、八六五
堀忠雄	諏訪郡宮川村五、一二四	茅野 三六	記念館	" 二、〇四三
小坂卓郎	諏訪郡湊村二、六九九	岡谷 二、一九	やぶ旅館	" 三、八六五
下平晒四	上伊那郡伊那町五、〇〇一	伊那 三三	藤屋旅館	" 四、〇二八
		東京田園調布 四、九三		

議員宿所及び連絡所一覽表

議員宿所及び連絡所一覽表

平沢光久	上伊那郡辰野町一、七二三	辰野	三五	五	明館	四、〇三八
溝上正男	上伊那郡伊那町古町 日本社会党支部事務所	伊那	三五	大和屋旅館	二、五八〇	
桃沢静雄	上伊那郡飯島村大字本郷六二四	飯島	五	花屋旅館	三、九三三	
矢島武治	上伊那郡美篤村二、九八七	伊那(勤務先)七	喜久屋旅館	二、〇一六		
松田穰	上伊那郡朝日村大字樋口一、八七八	辰野	二三	"	"	
松島喜代太郎	下伊那郡市田村大字下市田三、八五ノ一	市田	一	県会公舎	二、〇一七	
福島国雄	下伊那郡松尾村四、五三八	飯田	一、三三	"	"	
丸山菊江	下伊那郡松尾村六、五三〇	"(呼)	五二	婦人会館	二、六六六	
市村保人	下伊那郡山本村竹佐八九三	山本(呼)	一	青雲亭(旧白光旅館)	二、二九四	
今井敏造	下伊那郡大鹿村大字大河原三、四〇四	鹿塩(勤務先)三	喜久屋旅館	二、〇一六		
角間覚兵衛	西筑摩郡福島町五、一二七	福島	二五	長野市旭町自宅	三、二四四	
中村治郎	西筑摩郡上松町八七	上松	六	喜久屋旅館	二、〇一六	
中村秀環	東筑摩郡塩尻町五〇八	塩尻	一五	犀北館	四、〇三三	
尾崎秀男	東筑摩郡中川手村三、七八八ノ一	明科	二四	尾崎章一氏方	三、二二五	
深沢松美	東筑摩郡波田村三、一三六	波田(呼)	七	県会公舎	二、〇一七	
藤牧熊人	東筑摩郡神林村二一〇	村井(呼)亮甲	塩尻(勤務先)八	喜久屋旅館	二、〇一六	
小沢貞孝	東筑摩郡笹賀村大字今二一六	塩尻(勤務先)八	犀北館	二、〇一七		
小林継太郎	南安曇郡安曇村二、五九〇	稻核	三	犀北館	四、〇三五	

高橋広躬	南安曇郡安曇村一二六	穂高	五	喜久屋旅館	二、〇一六
清水漸	北安曇郡社村一、五八七	池田 西の乙	"	小妻屋旅館	二、一三三
竹内寿太郎	北安曇郡会染村三、三一七	"(勤務先)二四	"	"	"
黒岩六郎	更級郡篠ノ井町九四六	篠ノ井	二	県会公舎	二、〇一七
村田巖	更級郡篠ノ井町せいき方	篠ノ井	四三	"	"
小山清友	更級郡真島村九二三	青木島	三	園芸組合	五、三五六
市川湊	埴科郡屋代町大字栗佐一、四四〇	屋代	一五	自 宅	"
中村兼治郎	埴科郡松代町一、六九七	松代	一五	長野市中御所自宅	四、六七〇
小平瀬左衛門	上高井郡日野村大字村山二六三	須坂(呼) 三三	三	"	"
市村郁夫	上高井郡小布施村八〇七	小布施	二	青雲亭(旧白光旅館)	二、二九四
青木太郎	下高井郡延徳村一、七一一	延徳	八	県会公舎	二、〇一七
黒岩市兵衛	下高井郡平穩村一、一八七	湯田中	二六	"	"
片桐知從	長野市桜枝町	長野	二、三	自 宅	二、一三一
渡辺明司	上水内郡長沼村大字津野六六六	豊野	五	善光ホップ農業協同組合	四、六一〇
吉田説勇	上水内郡中郷村大字牟礼二、七三八	牟礼	三	吉田善友方	六、三四三
風間和夫	長野市権堂町一ノ五	長野	四、〇八四	自 宅	四、〇八四
藤沢武	上水内郡神郷村大字豊野一、二八五	豊野	一七	喜久屋旅館	二、〇一六
萩原克巳	下水内郡柳原村大字旭三二七	飯山	三三	県会公舎	二、〇一七

議員宿所及び連絡所一覽表

議員宿所及び連絡所一覽表

高野イシ	長野市妻科町一四一
北沢貞一	更級郡川中島村
高波兼雄	長野市中御所町一ノ三七
飯田福治	松本市袋町一四四
深沢則吉	松本市中条町中区七三〇ノ二
増田要次郎	松本市丸ノ内九
宮島定義	上田市四、八二五
林浩正	岡谷市五、七六七
西沢寛志	飯田市大字飯田町一、二五六
小松直治	諏訪市上諏訪町四、一四二

長野 四、七三	自 宅	四、五七三
川中島(呼)三	浅間ブロック 工業中部建設	三、三五三 二、九三六
長野 二、六七	自 宅	
松本 九八五	県会 公 舎	二、〇二七
松本 三三	"	"
松本 一、八三	喜久屋旅館	二、〇二六
上田 七元	"	"
岡谷 二、七六	華菱旅館	四、五七四
飯田 九	犀北館	二、二九四
諏訪 九三	県会 公 舎	二、〇二七

●長野県庁機構一覽

県庁機構一覽

知事室長	西沢権一郎
総務部長	松平忠久
民生部長	加藤光徳
衛生部長	鈴木鳴海
労働部長	小林己根夫
商工部長	笠原吉三
経済部長	橋詰英雄
農地部長	木下幸作
林務部長	長久保信夫
土木部長	西沢権一郎
総合局長	数本袈裟太郎
出納長	宮田敬一
副出納長	宮田敬一
知事	林虎雄
副知事	松平忠久
中村勝治	

長野県庁機構一覽

●各種委員会名

教育委員会

委員長	松島 鑑	上伊那郡手良村
副委員長	池上 隆祐	松本市袋町一三七 (松本六九六)
委員	岡本 いさを	上水内郡柵村
"	田中 邦治	上高井郡須坂町
"	矢島 武治	上伊那郡美篤村
"	塩沢 治雄	下伊那郡松尾村七五三
"	小林 直衛	北佐久郡南大井村

人事委員会

波多腰理董太	東筑摩郡波田村 五、一二八
上 滝 徳市	松本市大字北深志柳町 一〇六
長 田 保之	上水内郡小田切村大字 山田中二七九六

選挙管理委員会

氏名	現住所
委員長 矢ヶ崎 賢次	長野市南泉町三四〇
代理 真田 幸治	埴科郡松代町一
委員 今村 太源治	下伊那郡松尾村五八二

農業委員会

委員長	北原 名田造	東筑摩郡宗賀村一、二 六二(塩尻一、二)
委員	塚原 葦穂	諏訪市上諏訪大和一八 七(諏訪呼八八二)
委員	宮林 敏雄	長野市西長野直塚二四 ノ三(長野三五四八)

各種委員会名簿

被選委員別	氏名	現住所
被選委員	西 沢 一男	更級郡篠ノ井町
選任委員	滝 沢 敏	"

各種委員会名簿

被選委員	若林 忠一	埴科郡杭瀬下村
"	松本 三男	上水内郡北小川村
"	上条 海次郎	東筑摩郡和田村
"	羽田 正直	南佐久郡田口村
選任委員	清沢 光躬	長野市南県町一二九
被選委員	金井 純	南安曇郡梓村
"	堀込 義雄	小県郡神川村
選任委員	西村 彰一	東京都豊島区長崎三ノ一八
被選委員	高坂 専一郎	下伊那郡伍和村
"	伊藤 直一	諏訪郡米沢村
"	鈴木 鳴男	南佐久郡平賀村
選任委員	園原 信夫	西筑摩郡山口村
被選委員	下平 省吾	下伊那郡市田村
"	清水 真虎	北安曇郡常盤村
"	春日 哲	埴科郡坂城町
"	森 次郎	下高井郡上木島村
"	清水 国太郎	上伊那郡南箕輪村
"	町田 林	上水内郡大豆島村

收用委員会

任期	委員	氏名	住所
三年	会长	矢島 武	長野市岩石町二六四
二年	代理	結城 朝恭	長野市中御所七二五
三年	委員	塩沢 治雄	下伊那郡松尾村七五九
"	"	上条 海次郎	東筑摩郡和田村八〇〇
二年	"	小口 祐治	諏訪市大字上諏訪一〇一三九
一年	"	松山 篤	小県郡塩川村元兜
"	"	矢野 二郎	長野市南県町九四
予備委員	川上 国三郎	松本市宮淵七八一	
"	阿部 良太郎	北佐久郡岩村田町七五四	

地方労働委員会

会长	中島 袈裟重	長野市伊勢町
会長代理	西沢 梅雄	上田市常盤城
公益委員	増田 要次郎	松本市北深志九
"	坂井 喜夫	上伊那郡西春近村赤木
労働者委員	上原 和夫	上田市中常田字中河原
"	石崎 健一	上伊那郡辰野町大字伊那富三、九三四
"	下平 正一	東筑摩郡塩尻町棧敷五一八
"	橋爪 桃太郎	長野市若里二五八
"	三沢 勇一	岡谷市小井川区七、三七
使用者委員	浅野 兵二	長野市吉田小町五九
"	中村 孝平	長野市大門町五七
"	桑原 周	北佐久郡小諸町荒町
"	古村 敏章	諏訪市大字諏訪二〇八

福島 銑三 松本市西町四八〇

各種委員会名簿

各種委員会名簿

監査委員

氏名	現住所
委員 青木太郎	下高井郡延徳村三ツ和一、七二一
委員 塩川清兵衛	北佐久郡小諸町本町乙一八
委員 北村得三	長野市妻科二八四
委員 小針喜三郎	松本市西埋橋町

公安委員会

氏名	現住所
委員長 松井卓治	飯田市大字飯田二二七(飯田二二)
委員 臼井達	東筑摩郡麻績村二二七(警電麻績六)
委員 宮下友雄	長野市大門町五五(長野二二三三五)

●議会議務局職員名簿

局長	立岩忠一
次長	小林信義
課長	宮島要
庶務主任(議事課兼務)	折野義次
會計主任(〃)	北沢陸郎
自動車運転	小山嘉太郎
庶務經理	戸谷三都江
物品經理(議事課兼務)	久保田輝男
自動車運転	酒井徳正
タイピスト	玉川静子
給与經理	徳武節子
庶務經理	山下親義
庶務經理	仲俣定子
庁舎警備	守衛 倉沢 功
庶務一般	公仕 戸谷 信雄

議会議務局職員名簿

○議事課

課長	伊藤政吉
課長	山本賢三
記録主任、委員会事務	森山力男
記録、会議録、委員会事務	大沢清忠
議事主任、委員会事務	井部定雄
請願書、陳情書、委員会事務	宮脇隆俊
意見書、決議書、委員会事務	今井国雄
議決報告、委員会事務	白川猛広
議事一般	丸山金治
課長	塚野忠孝
調査主任(議事課兼務)	佐藤誠一
調査主任(〃)	安藤秀男
調査統計(〃)	小池節子
図書室事務一般	〃

見習 渡辺文雄

4*E-46

地方自治法改正経過一覧

二七、七、三一	二六五号	保安庁法	一五六五	保安庁の機関を追加
二七、七、三一	二七八号	運輸省設置法の改正する法律	一五六五	海上保安庁の基地施設、通信施設の削除
二七、七、三一	二八〇号	郵政省設置法の一部改正に伴う関係法令の整理に関する法律	一五六五	電波監視局の削除
二七、七、三一	二八九号	地方公営企業労働関係別表		知事及び地方労働委員会の所掌事務の変更
二七、八、一	二九二号	地方公営企業法	二三、二六三	例示事務の変更及び地方公営企業に関する根拠規定の整備
二七、八、一五	三〇六号	地方自治法の一部を改正する法律		第四次改正(地方公共団体の権能の明確化その他)
二七、八、一六	三〇八号	公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律	二二八、一四四	議員又は長の訴願に関する規定の条項改正による整備



